

広島県告示第九百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年十月十五日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町南方字古屋之谷一三三三五番 一地先から 山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番 一地先まで	新	旧	七・七〇〃五 六・二〇〃	三二二・五〇	
	七・七〇〃五 六・二〇〃 二六・三〇〃 八一・〇〇〃	一一・三〇〃 四二・七〇〃	三二二・五〇 二三七・五〇	ダブルウェイ	
山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番 一地先から 山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番 一地先まで	新	旧	一六・八〇〃 四三・一〇〃	四五・四〇	拡幅
	一六・八〇〃 四三・一〇〃	一一・三〇〃 四二・七〇〃	四五・四〇		
山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番 一地先から 山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番 一地先まで	新	旧	六・七〇〃二 七・〇〇〃 一二・八〇〃 四五・二〇〃	二二四・〇〇 四二・二〇〃	ダブルウェイ
	六・七〇〃二 七・〇〇〃 一二・八〇〃 四五・二〇〃	一一・三〇〃 四二・七〇〃	二二四・〇〇 四二・二〇〃		